

当財団では、韓国の政府系研究機関である韓国文化観光研究院 (Korea Culture & Tourism Institute、以下、KCTI) との間で、2005年より、共同研究、情報交換会、研究フォーラムの開催など、観光研究に関する交流を行ってきました。

このほど、3期目となるMOU (Memorandum of Understanding on Research Cooperation) を取り交わした後、「日韓国際観光カンファレンス2014」を開催し、最近の研究をそれぞれ発表しました。本欄では、日本でも注目の集まる統合型リゾート (IR) に関連する、韓国カジノ産業の動向についての研究を紹介します。(観光研究情報室)



韓国文化観光研究院  
院長  
朴光武氏 (左)

公益財団法人日本交通公社  
会長  
志賀 典人

プログラム (2014年11月28日 当財団会議室)

- (1) 日本の国際観光動向～アウトバウンドを中心に  
公益財団法人日本交通公社 観光文化研究部 研究員 柿島 あかね
- (2) 韓国の国際観光の実態と旅行の形態  
韓国文化観光研究院 国際観光センター長 李康旭氏
- (3) 東日本大震災後の東北地方太平洋沿岸部における旅行動向  
公益財団法人日本交通公社 観光政策研究部 研究員 高崎 恵子
- (4) 韓国カジノ産業の動向  
韓国文化観光研究院 観光政策研究室長 柳匡勳氏

観光研究レビュー

韓国カジノ産業の動向

韓国文化観光研究院 観光政策研究室長 柳匡勳

世界のカジノ産業の  
現況

世界のカジノ産業は、二〇一〇年から二〇一五年にかけて年平均九・二%の成長率が見込まれている。中でも成長著しいのがアジア太平洋地域で、年平均一八・三%の成長率と予想される。

世界に占めるアジア太平洋地域のシェアは二〇一〇年に二九・二%だったが、二〇一五年のアジア太平洋地域のカジノ売上総額は七百九十二億六千六百万米ドルに達し、世界全体に占めるシェアは四三・四%に拡大すると見られる。

一方、米国の二〇一五年のカジノ売上総額は七百三十三億二千万米ドル、二〇一〇年には世界最大の四八・九%を誇っていたシェアも二〇一五年には四〇・二%に縮小すると見られ、アジア太平洋地域は米国を上回る世界最大のマーケットになると予想されている。

アジア太平洋地域の中ではマカオが最も売り上げが多く、二〇一〇年から二〇一五年の年平均成長率は最

表1 アジア太平洋地域のカジノ市場の推移

区分/百万\$	2010	2011 (E)	2012 (E)	2013 (E)	2014 (E)	2015 (E)	(年平均成長率) CAGR*
Australia	3,429	3,429	3,439	3,478	3,576	3,698	1.5
Macau	23,447	34,608	44,862	52,553	57,680	62,167	21.5
Malaysia	948	940	942	964	1,012	1,059	2.2
New Zealand	365	350	353	369	388	408	2.3
Philippines	558	618	719	941	1,102	1,217	16.9
Singapore	2,827	4,396	5,090	5,784	6,516	7,172	20.5
South Korea	2,637	2,628	2,641	2,770	2,706	2,620	-0.1
Vietnam	69	73	78	102	122	141	15.4
Total	34,280	47,042	58,124	66,961	73,429	79,266	18.3

資料：PWC (2012) \*CAGR: Compound Average Growth Rate

韓国における  
カジノの歴史

も高い二一・五%が予想される。シンガポールも二〇・五%と高い一方、韓国の年平均成長率はマイナス成長が予想されている(表1)。

韓国のカジノ産業はアジアで最も歴史が古く、誕生は一九六〇年代に

表2 韓国カジノの発展の過程

年	主な内容
1960年代	◎「福票発行・懸賞其他射倂行為団束法」改正（1962年。カジノ設立の法的根拠をそなえる） ◎韓国初のカジノが仁川オリンポスホテルで営業開始（1967） ウォーカーヒルカジノの営業開始（1968） ◎「福票発行・懸賞其他射倂行為団束法」の改正により、カジノへの韓国人の入場が禁止
1970年代	◎俗離山観光ホテルカジノ（1995年に許可取消）、済州KALホテルカジノ（1975）、釜山/パラダイスピーチホテルカジノ（1978）、慶州コーロンホテルカジノ（1979）が営業開始
1980年代	◎雪岳パークホテルカジノ（1980）、済州パークハイアットホテルカジノ（1985）が営業開始
1990年代	◎済州グランドホテル、済州クラウンプラザホテル、済州西帰浦KALホテル、済州オリエンタルホテルにてカジノの営業開始（1990） ◎済州新羅ホテルカジノ（1991）、済州バンフィックカジノ（1995）の営業開始 ◎「観光振興法」改正によりカジノ産業が観光産業に組み込まれる（1994） ◎「廃鉱地域の開発支援に関する特別法」制定（1996）により、韓国人のカジノ入場に関する法的根拠を整備
2000.10.28	◎江原ランドカジノの営業開始（2003年に拡張）
2004.10.03	◎グランドコリアレジャー（株）が外国人専用カジノの事業権を獲得（ソウル2箇所、釜山1箇所）
2004.12.31	◎「企業都市開発特別法」制定
2006. 2.21	◎「済州特別自治道の設置および国際自由都市の造成のための特別法」制定
2006	◎グランドコリアレジャー（株）のカジノが営業開始（ソウル江南店、ヒルトンホテル店、釜山ロッテホテル店）
2007. 12. 7	◎「経済自由区域の指定および運営に関する特別法」改正
2012. 9.21	◎「経済自由区域の指定および運営に関する特別法」改正（カジノ業の許可に対する事前審査制の導入）
2012.11.20	◎「観光振興法施行令」の改正により、クルーズカジノの導入に対する要件が緩和
2012.12.11	◎「セマングム事業の推進および支援に関する特別法」制定

資料：韓国文化観光研究院（KCTI）作成

さかのぼる。一九六七年、韓国初のカジノが仁川オリンポスホテルで、翌年にはウォーカーヒルカジノが営業を開始した。当初は韓国人も利用することができたが、社会的に問題

があることされ、程なく韓国人の入場は禁止された。一九七〇～八〇年代には釜山や済州島など代表的な観光地にカジノが続々とオープンし、一九九四年には

「観光振興法」改正に伴い、カジノは警察の管轄から移管され、観光産業に組み込まれた。二〇〇四年に制定された「企業都市開発特別法」により、一定額以上を投資すれば外国企業もカジノの事業権を獲得できる許可が下りるようになった。

また、二〇一二年に「経済自由区域の指定および運営に関する特別法」が改正され、カジノ業の許可に対する事前審査制が導入された。これに伴い、海外からの投資がかなり活発化しており、統合型リゾート（IR）の開発計画もいくつか進行している（表2）。

### 韓国における外国人専用カジノの現況

韓国のカジノはこれまで、統合型リゾート（IR）というアプローチではなく、「ヨーロッパの社交クラブ」をイメージして展開されてきた。現在、ソウルに三カ所、釜山に二カ所、仁川、江原、大邱に各一カ所、済州に八カ所、全国に計十六カ所の外国人専用カジノが営業している。ゲー



研究発表会場の様子

ム施設はテーブルゲーム七百十五台、スロットマシン八十八台、ビデオゲーム八百八十一台など全国で合計約一千七百台ある。

二〇一三年の外国人専用カジノの利用客数は前年比一三・六%増の二百七十一万人（外国の永住権を持つ韓国人も含む）、総売上は一兆三千六百八十五億ウォン。利用客は日本人が最も多かったが、二〇一二年に初めて中国人が日本人利用客数を上回り、以後最多となっている。

一九九〇年と二〇〇六年の二度にわたり、外国人専用カジノの営業拡大政策がとられた。二〇〇六年のグ

図1 外国人専用カジノの売上高および利用客の推移

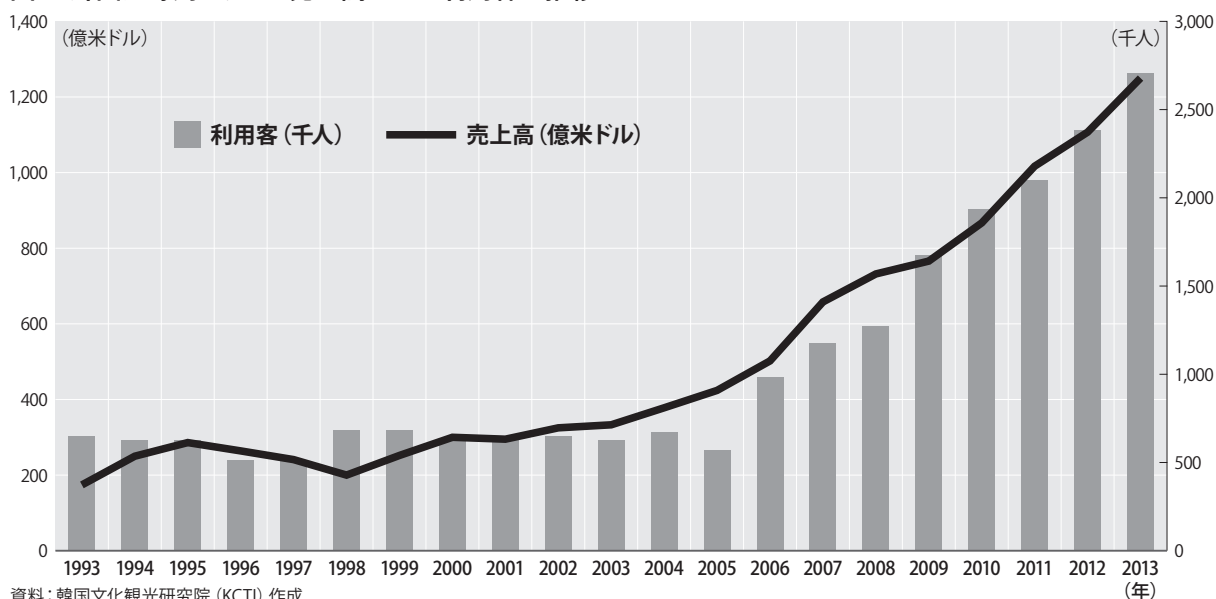
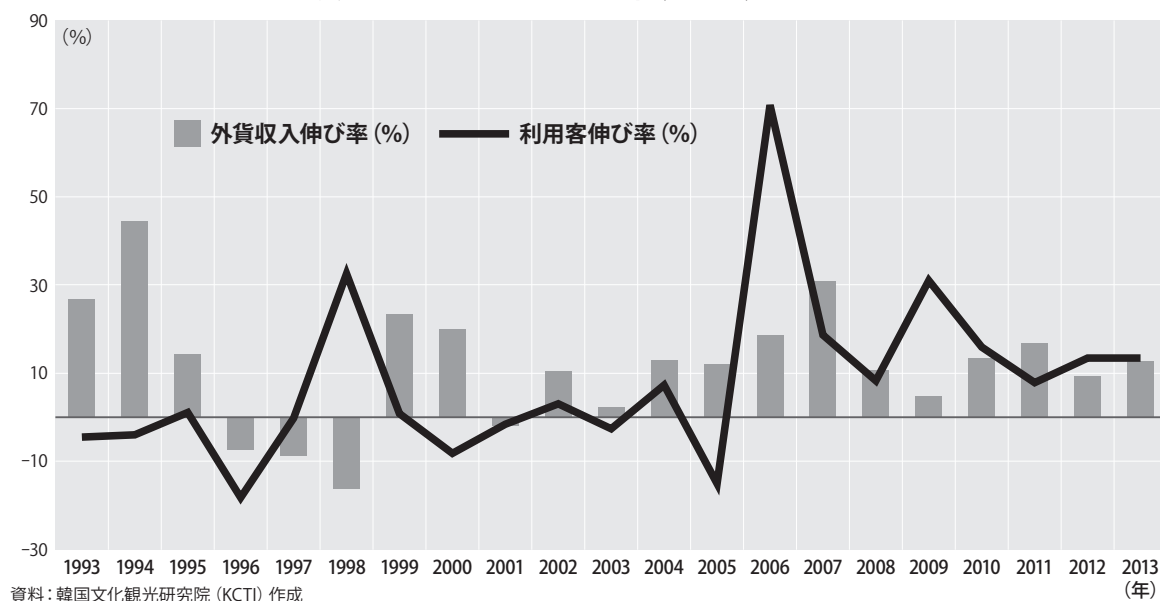


図2 外国人専用カジノの外貨収入および利用客の伸び率 (前年比)



ランドコリアレジャーによるソウル二カ所、釜山一カ所のカジノ開業以降、韓国全体のカジノ売上、利用客数は大きく伸びており、この頃から韓国のカジノ市場は大きく変化したと言える(図1、図2)。

### 「江原ランド」について

外国人専用カジノの中で唯一韓国人も利用可能な施設、江原ランドはソウルから約二百キロ東に位置し、二〇〇〇年にオープンした。客室数九百二十四室のホテルと九百三室のコンドミニアム、スキー場二カ所と十八ホールのゴルフ場、テーマパークなどのある一大レジャーランドで、カジノはホテルの敷地内にある。

かつて石炭産業で栄え、斜陽を迎えた江原地域の経済再建の手法として選ばれたのがカジノの開業だった。一九九六年制定の「廢鉱地域の開発支援に関する特別法」により、このカジノを一部の韓国人も利用できるようになった。公共性を確保するため自治体の持ち株比率が高く、韓国鉱害管理公団が三六%、江原ランド

開発公社と近隣の四市郡が五一%と  
なっている。

二〇一三年の入場客は三百六万  
八千人、売上高は一兆一千七百九十  
億ウォンと右肩上がりです。業績を伸ば  
しており、成功事例として日本から  
の視察も多い。国税および地方税な  
どの租税負担に加え、税引前利益の  
二五%を廃鉱地開発基金に、売上高  
の一〇%を観光振興開発基金に納め  
るよう規定されている。二〇一三年  
に納めた租税と両基金の合計金額は  
四千七百三十四億ウォンとなった。  
江原ランドカジノの売上に対する租  
税負担率は三七〜三八%の水準とな  
っている。

ただし、韓国ではギャンブルはネ  
ガティブなイメージがあり、依存症  
への危惧や教育上の問題など、韓国  
人が江原ランドを利用することにつ  
いては、国内で肯定的な評価を得に  
くい部分もある。

## 韓国のカジノ許可制度

### 外国人専用カジノの法的根拠

外国人専用カジノは、観光振興

法により、国際港（空港、港湾）が  
ある広域自治体、観光特区、観光  
ホテルおよび国際会議施設の付帯施  
設、二万トン以上の国際旅客船に許  
可すると定められている。

また、「最近の新規許可以降、外  
国からの観光客が六十万人以上増加  
した場合、二カ所までに限り許可が  
可能」としているが、既に外国から  
の観光客は二百万人も増えており、  
許可申請が多いため政府が苦慮して  
いるのが現状だ。

外国人専用カジノの許可について  
は「経済自由区域の指定および運営  
に関する特別法」で、三つの条件が  
定められている。

(1) 五億米ドル以上の海外からの投  
資、信用等級が投資適格であり、  
カジノを含む三種以上の観光事  
業の経営

(2) 三億米ドル以上投資した場合、  
営業開始後二年までに計五億  
米ドルの投資条件付きで営業を  
許可

(3) カジノ業に関する事前審査請求  
が可能

この他に「企業都市開発特別法」

「済州特別自治道の設置および国際  
自由都市の造成のための特別法」セ  
マンギム（干拓）事業の推進および  
支援に関する特別法」という三つの  
特別法も定められている。

## 韓国のIR開発計画

韓国国内のさまざまな地域で中  
国や米国など海外の資本参入によ  
り、IRの新設計画が増えている。  
これまでの韓国では、カジノはホテ  
ル内の一施設として運営されてきた  
ため、現在進行中のIR開発事業は  
特例的な規制に基づく。現在の観光  
振興法には複合リゾート形態のカジ  
ノに対する許可が含まれていないた  
め、関連する制度改正を行う必要  
も生まれている。

### ● リッポシーザーズ

米国のカジノ経営会社シーザーズ・  
エンターテインメント、インドネシア  
系の財閥リッポグループ、韓国の  
デベロッパOUEの三社により、仁  
川ミダンシティ内に計画。二〇一八年  
上期オープンを予定。投資総額は約

二兆三千億ウォン。主要施設はホテル  
やコンベンション、ショッピングモ  
ル、エンターテインメントなどで敷地面積  
は四万二千四百五十五平方メートル。

参考サイト

<http://www.aslax.biz/news/2014/03/19-105329.php>

### ● パラダイスシティ

韓国企業のパラダイスと日本のパ  
チンコ・ゲーム会社のセガサミーホ  
ールディングスが、新会社パラダイ  
スセガサミーを設立し、仁川地区に  
計画。開業は二〇一七年でその後も  
拡張予定。投資総額は約一兆五千  
六百億ウォン。主要施設はホテルや  
コンベンション、ショッピングモ  
ル、エンターテインメントなどで敷地面  
積は三十三万六千平方メートル。

参考サイト

<http://www.casinoshinbun.com/newslist/news/1780/>  
<http://www.sankai.com/economy/news/141120/cont1411200019-n1.html>

この他、中国のランディング・グ  
ループとマレーシアのゲンティン・  
グループによる済州神話歴史公園の

「リゾートワールド 済州」、日本のマ  
ルハングループによる「仁川ドリー  
ムアイランド」などのI R建設計画  
が進行中。

参考サイト

<http://www.sanketbiz.jp/macro/>  
<http://www.sanketbiz.jp/macro/news/140219/mcb1402190654031-n1.htm>  
<http://www.manhan.co.jp/corporate/2014/20140725.html>

## 韓国のカジノに関する 議論と課題

### I R開発に関する議論

今後韓国政府はカジノを増設する意向で、営業許可を求める業者が水面下で競争を繰り広げている。海外からの投資については公募制をとっているが、大規模な投資は外国企業にのみ許可される現状があるため、「国内企業に対する差別では」といった議論も韓国国内で生まれている。

カジノの事業許可が取引材料となり、取得したカジノの営業権を第三者に譲渡するといった問題も起きている。こうした批判や問題を受け、制度を一部改正して、韓国の企業も

カジノ投資に参加できるようにする他、第三者への事業許可の譲渡を取り締まる方向にある。建設計画が進行中のリップシーザーズに対しては二度の事前審査を行い、適合判定が行われた。今後は外国企業に対して、持ち株を制限するといった制度改正も行われていくと考えられる。

また、投資計画を確実に履行するための担保も重視されており、リップシーザーズの事前審査時に政府は以下の四つの条件を付加している。

- (1) 関連法令で規定した履行事項の遵守
- (2) 毎年の会計監査および責任監理後の投資履行実績の報告
- (3) 単一口座を通じた投資資金の管理
- (4) 国内に預け置いた投資資金に対する用途制限など。

これらは法制化されたわけではないが、今後は制度化が求められると考えられる。

### カジノ増設に対する懸念

韓国国内ではカジノ施設の増加に伴い、今後韓国人に対してもカジノ

が開放されるのではないかと懸念する声も多い。現時点では、韓国政府は国内居住者のカジノ利用について方針の変更はないとしている。韓国ではカジノに対するイメージはあまりポジティブではないため、検討は慎重に行われると考えられる。

今後、大型カジノが新設されることに伴い、海外のマネーロンダリングに活用されるのではという懸念もある。韓国では金融報告分析機関という組織により、カジノに対して金融機関と同等の調査が入る。多額の金が動いた場合は分析報告する制度があるため、一定の防止効果が期待できるが、業界や経営者が高度の倫理感を持ち、マネーロンダリング防止活動などに積極的に参加することが重要と考えられる。

### カジノ関連制度の見直し(改善)

韓国には、射倖産業を統括管理する射倖産業統合監督委員会があり、「射倖産業売上総量制」という制度を導入している。同委員会では韓国の経済成長に対するある所定の率を射倖産業の売上が上回ることを

ないよう調整しているが、この組織とは別にカジノのみを監督する組織の新設が検討されている。

この他、カジノ事業者に対する行政制裁および許可権の強化、カジノで働く人材については従業員登録制の導入を通じ人材管理の強化を目指している。

(リュ・ガンフン)

(柳氏の発表を基に公益財団法人  
日本交通公社観光研究情報室が編集)



柳匡勳(リュ・ガンフン)

韓国文化観光研究院 観光政策研究室長  
京畿大学校 観光学博士。国務総理室政府業務評価委員、文化体育観光部カジノ制度改善TF委員を経て現在に至る。韓国観光学協会観光開発分科学会部会長、江原ランド中毒管理センター諮問委員、射倖産業統合監督委員会総合計画樹立・制度改善分科委員を務める。